

日本社会心理学会会則

第1条（名称）

この会の名称を日本社会心理学会（以下、本会）とする。

第2条（所在地）

本会は、主たる事務所を以下に置く。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358 番地 5 株式会社国際文献社

第3条（会の目的）

本会は、専門分野の如何にかかわらず、広く社会心理学に関心を持つものの連絡、知識の交流、親睦をはかり、かつ各地における研究者の組織的活動に資することによって社会心理学の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前項の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 各地における社会心理学研究団体の活動に対する協力
2. 会員の研究に資する情報の提供と連絡
3. 本会内外諸文献の紹介
4. 本会内外諸関係団体との連絡
5. 機関誌及び会報の編集と配布
6. 年次大会、公開シンポジウム等の会合の開催
7. 社会心理学の普及に必要な諸活動
8. 社会心理学の発展に寄与した会員に対する顕彰
9. その他本会の目的を達するために必要な活動

第5条（会員）

1. 本会は、正会員、名誉会員、準会員及び法人会員によって構成されるものとし、本会倫理綱領に従って行動するものとする。

それぞれの会員の条件は次の通りとする。

- (1) 正会員 社会心理学に関心を持ち本会の趣意に賛同する研究者で、正会員または名誉会員1名の推薦により、理事会から入会手続きの委任を受けた常任理事会の承認を得た個人とする。
- (2) 名誉会員 正会員のうち本会の運営、学術研究活動などにおいて著しい功績のあった者で理事会の議を経て総会で推戴された個人とする。詳しくは本会名誉会員推戴規程で定めた通りとする。

(3) 準会員 学部学生あるいはそれに相当する者で正会員 1 名の推薦により理事会から入会手続きの委任を受けた常任理事会の承認を得た個人とする。

(4) 法人会員 本会の趣意に賛同した企業・法人及びそれに類する団体で、理事会が推薦し総会の承認を得た団体とする。

2. 会員の特典は別に定める。

第6条（退会）

次の者については、理事会の決議を経て退会を求めることができる。

1. 所定の会費を1年以上納入しない者
2. 本会に損害を与えた者
3. 本会の名誉を著しく傷つけた者

第7条（自動退会）

自動退会は、次の手続きをとるものとする。

1. 2年間会費を滞納した者は、自動的に退会者とする。
2. 常任理事会で該当者が確認された場合、理事会で退会を承認する。
3. 毎年、会費納入時に自動退会について記載した文書を全会員に送付する。
4. 退会した者が再入会するためには、本会会則に規定する入会手続きを経て所定の会費を納めるとともに、未納の会費を納めなければならない。

第8条（休会）

本会会員の休会について、次の通り定める。

1. 休会理由

休会の理由は、海外留学、海外勤務、長期療養、出産・育児・介護とする。これ以外の理由による場合は、常任理事会で審議する。

2. 休会申請要件

休会申請は、申請する年度の前年度までの会費滞納がない場合に限る。やむを得ない事情により前年度にさかのぼって休会申請する場合は、常任理事会の審議を経ることとする。

3. 休会申請時期

休会を希望する会員は、原則として、休会期間前年度の2月末日までに休会申請書を本会事務局に提出する。

4. 休会の審議

会員から提出された休会申請書について常任理事会で審議し、その結果を理事会に報告する。

5. 休会期間と休会延長

休会期間は会費納入期間に合わせて1年単位（4月から翌年3月）休会延長と再休会を含めて通算4年を限度とする。

6. 休会会員の復会、休会延長、退会

休会期間中の会員が復会、休会延長、退会する場合には、原則として、休会期間最終年度1月末までに本会事務局宛に本会事務局が示す必要書類を提出して行うものとする。

7. 会費の免除

休会会員の会費納入を免除する。

8. 休会会員の扱いは以下の通りとする。

- (1) 休会会員は総会議決権、理事選挙の選挙権、被選挙権を有しない。
- (2) 休会会員には機関誌（「社会心理学研究」）及び会報を送付しない。
- (3) 休会会員は、休会期間中に第1著者として論文を機関誌（「社会心理学研究」）に投稿することができない。
- (4) 第1著者として論文を機関誌（「社会心理学研究」）に投稿した会員が休会した場合、審査を続行しない。
- (5) 休会会員は、若手研究者奨励賞、大学院生・海外学会発表支援制度に応募することができない。
- (6) 休会以前の業績（書籍、論文）は学会賞の対象とすることができる。授賞が決定した場合、賞状及び副賞の授与は復会申請書の提出後に行われる。
- (7) 休会会員が年次大会に参加する場合、非会員扱いとする。
- (8) 休会会員は、本会ホームページ内にある会員ページにアクセスすることができない。

その他、特別な措置を要するときは、常任理事会において審議する。

第9条（役員）

本会に、次の役員をおくこととする。

1. 会長 1名

本会を代表し、会務を統括する。任期は2年とする。ただし、役員選挙規程に従い会員にリコールされたときはその職を辞任したものとする。

2. 常任理事 若干名（内1名は事務局長、1名は編集委員長）

本会の通常会務を執行する。任期は2年とする。

3. 理事 28名

本会会務の責任を負う。任期は4年とする。

4. 監事 2名

本会の会計及び会務執行を監査する。任期は4年とする。

第10条（運営）

本会は、次の運営組織をもつ。

1. 総会

正会員及び名誉会員をもって構成し、本会の最高機関として本会の意志と方針を決定する。総会は1年に1回開催する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。決議は出席者の過半数の同意による。

2. 理事会

本会の事業の運営と執行にあたる。

3. 常任理事会

理事会の委託を受け本会の通常会務の執行にあたる。

第11条（地区懇談会）

本会の会員が主体となって組織する各地区の研究団体は理事会の承認を経て「日本社会心理学会〇〇地区懇談会」の名称を用いることができる。地区懇談会は会員1名をオブザーバーとして理事会に出席させることができる。

第12条（経費）

本会の経費は会費、寄付金及び補助金等でまかなう。

本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月末日で終わるものとする。

第13条（会費）

本会の年間会費は次の通りとし、機関誌代を含むものとする。

会員は毎年4月末日までにその年度の会費を事務局に納めるものとする。

1. 正会員 7,000円（大学院生は3,000円）
2. 名誉会員 0円
3. 準会員 2,000円
4. 法人会員 30,000円

附則

一. この会則の変更は、総会における出席者の3分の2以上の同意によって行われる。但し第二条は理事会の決議によって変更できるものとする。

二. この会則は1960年10月14日から施行する。

三. 2018年一括改訂に伴い、この会則の1962年10月13日、1980年9月14日、1985年10月6日、1987年11月22日、1990年9月23日、1991年10月12日、1995年9月23日、1997年9月5日、1998年11月7日、1999年4月1日、2001年10月13日、2002年11月9日、2004年7月18日、2012年11月17日、2014年7月26日の改訂を削除。

- 四. 2018年一括改訂に伴い、日本社会心理学会会費未納者の自然退会に関する規程（1999年10月29日理事会承認、2014年7月25日、2017年10月27日改正）をこの会則に統合。
- 五. 2018年一括改訂に伴い、日本社会心理学会休会規程（2012年11月17日施行、2014年7月25日改正）をこの会則に統合。
- 六. この会則は2018年8月28日から施行する。
- 七. この会則は2022年10月1日から施行する。
- 八. この会則は2024年2月1日から施行する。